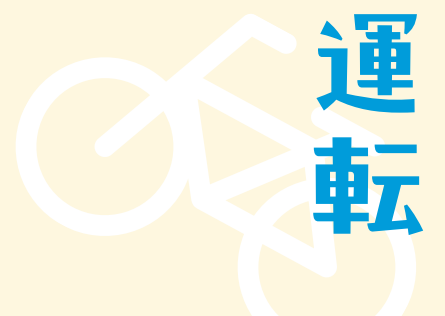


その「ながら」運転 違反です！



1 教えて なぜ危ないの？なぜ取り締まるの？

安曇野警察署の前で
悩む伊藤さん(中)

自転車の取り締まりが始まったって聞いたんだけど、僕たちにも関係あるのかなあ？

自転車は免許がいらないけど、車両の一種なんだ。だから法律で決められた交通ルールを守る必要があるんだよ。4月から青切符による取り締まりが始まったから、毎日のように乗る伊藤さんのような若い皆さんにはルールを知って安全に乗ってほしいんだ。

いい質問ですね！

安曇野警察署
高木さん

えっ!?

もう始まっているんですね。どんなことが取り締まりの対象になるんですか？

罰則もあるって聞いたんですけど本当ですか？

信号無視や二人乗り、並走、ライト不点灯、イヤホンを使いながらスマートフォンを使いながらの運転などが対象になります。

例えば、二人乗りの場合は3000円の反則金が課されます。ながらスマホ運転は1万2000円の反則金が課されることもあるよ。

詳しくは下の2次元コードを見てね。

取り締まりの対象などはHPまたは「広報あづみの」2月号をご覧ください。

1万2000円！それはお小遣いじゃ払えない・・・イヤホンは大丈夫だと思っていたけどダメなんだ！

ガーン

グッ！

伊藤さんはまだ中学生だから反則金の対象にはならないけどね。

この制度はただ反則金をとって取り締まるための制度じゃないんだよ。なかなか減らない自転車の事故が起きる前に防ぐ狙いもあるんだ。

事故になる前にもう一度交通ルールを考えてみてね。

なるほど！よくわかりました。友達や家族にも教えてあげよう。

協力:伊藤良さん(豊科南中2年)

INTERVIEW 16歳から青切符の対象 自転車事故を減らすために安全運転を

近年、交通事故の件数は減少傾向にあります。一方、全国で発生した自転車に関する事故は約7万件前後で推移しています。また、令和6年に発生した自転車乗車中の死傷事故の約4分の3に自転車側の法令違反がありました。

このことから自転車の関わる事故を減らすために、本年4月より青切符制度を開始しました。この制度は、16歳以上の人が行った反則行為を対象に検挙し、反則金を納付していただくこととなります。遮断踏切立入りや制動装置(ブレーキ)不良、スマートフォン使用など約100種類の違反が対象になっています。

16歳未満の皆さんはこの対象にはならないものの、交通違反をした場合、指導警告を行います。事故を起こさないためにも家族や友達と自転車の安全な利用方法を話し合ってください。今から自転車も車両という意識を持って、ヘルメットをかぶり、安全運転をお願いします。



安曇野警察署 交通課
高木 啓さん

青切符とは？

青切符とは、違反時に警察官から交付される反則行為などが記載された用紙のことで、用紙が青色のため「青切符」と呼ばれています。

違反すると青切符と反則金の納付書が交付されます。反則金を金融機関などで納めることで処理が終了し、刑事手続きには移行せず、前科がつきません。

一方、用紙が赤色の「赤切符」は重大な違反をした時に用いられ、刑事手続きによる処理が行われます。起訴され、裁判で有罪判決を受けると前科がつきます。

※青切符の対象は16歳以上で、16歳未満には原則として指導警告を行います。

通 学や買い物など、気軽に身近な移動手段として私たちの生活に欠かせない自転車。しかし、自転車は交通ルールを守って利用する「車両」です。事故を起こした場合、加害者となることもあります。

本年4月から自転車の青切符による取り締まりが始まりました。今月号では、スマートフォンを使いながらイヤホンを付けての「ながら運転」に注目して漫画で分かりやすく解説します。

大切な家族や友達、そして自分自身を守るために「ながら運転」がなぜ危ないのかをもう一度考えてみませんか。